

議案第84号

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年11月30日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるもの。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与に関する条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。